

今治市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払制度実施要綱

平成29年7月21日制定

今治市要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費及び法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下これらを「住宅改修費」という。）の支給を受ける法第62条に規定する要介護被保険者等（以下「要介護被保険者等」という。）の一時的な経済的負担を軽減するため、住宅改修費の受領委任払の実施及び事業者の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業者 住宅改修工事を実施する事業所又は営業所等を運営する者をいう。
- （2） 受領委任払 住宅改修費として要介護被保険者等に対し保険給付される額の限度において、要介護被保険者等が支払うべき住宅改修に要した費用の一部を、今治市が要介護被保険者から委任を受けた事業者を支払うことをいう。

（適用資格）

第3条 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第75条第1項に規定する事前申請時に、次の各号のいずれかに該当する要介護被保険者等は、受領委任払を利用できないものとする。

- （1） 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載を受けている者
- （2） 法第67条第1項の規定による保険給付の差止めを受け、又は法第68条第1項に規定する保険給付差止記載を受けている者
- （3） 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載を受けている者
- （4） 受領委任払について、事業者の同意を得ていない者
- （5） 介護保険料を滞納している者
- （6） 医療機関等又は介護保険施設に入院又は入所し、おおむね1月以内に退院又は退所の見込みのない者
- （7） 転入又は転居予定先を改修する者

（事業所の登録）

第4条 市長は、住宅改修費の受領委任払の取扱いができる事業所の登録を行うものとする。

2 住宅改修費の受領委任払の取扱いができる事業所の登録を受けようとする者は、市長に対し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業所登録届出書（別記様式第1号）

及び介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払に係る確約書（別記様式第2号）を事業所ごとに届け出るものとする。

- 3 市長は、前項の届出があったときは、第8条第3項の規定により定める期間内である場合を除き、届出のあった事業所について登録を行い、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業所登録通知書（別記様式第3号）により当該事業者はその旨を通知するものとする。

（登録内容の変更の届出等）

第5条 事業所の登録を受けた者（以下「事業所登録者」という。）は、登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）の名称、所在地その他登録時における届出の内容に変更があったときは、速やかに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業所登録事項変更届出書（別記様式第4号）により市長に届け出なければならない。

- 2 事業所登録者は、登録事業所の登録を廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、速やかに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払取扱事業所登録廃止（休止・再開）届出書（別記様式第5号）により市長に届け出なければならない。

（登録事業者の責務）

第6条 事業所登録者は、市長が住宅改修事業者向けの研修を実施する場合には、当該研修を受講しなければならない。

（登録内容の情報提供）

第7条 市長は要介護被保険者等に対し、登録事業所の名称、所在地等について情報提供を行うものとする。

（登録の取消し）

第8条 市長は、事業所登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録事業所の登録を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由なく受領委任払の利用を拒否した場合
- (2) この要綱に定める手続を行わなかった場合
- (3) 正当な理由なく第6条の研修を受講しなかった場合
- (4) 登録事業者の責めに帰すべき事由により、要介護被保険者等の身体、財産等に損害を与えた場合
- (5) 不正な手段により、事業所の登録を受けようとした場合又は受けた場合
- (6) 不正な手段により、住宅改修費を受領しようとした場合又は受領した場合
- (7) その他市長が事業所登録者として不相当であると認めた場合

- 2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改

修費受領委任払取扱事業所登録取消通知書（別記様式第6号）により当該事業者へ通知するものとする。

- 3 第1項の規定により登録事業所の登録を取り消された者は、5年以下の期間で市長が定める期間は、再度登録事業所の登録を受けることができない。

（事前確認）

第9条 要介護被保険者等は、住宅改修着工前に、当該住宅改修について介護支援専門員等に相談し、これを受けた介護支援専門員等は、住宅改修の必要性について確認を行い、必要性が認められたときは、住宅改修が必要な理由書を作成し、要介護被保険者等に交付しなければならない。

- 2 登録事業者は、住宅改修を行うに当たり、要介護被保険者等及び介護支援専門員等とともに、改修前に、改修箇所の確認を行わなければならない。

（事前申請）

第10条 受領委任払により住宅改修費の支給を受けようとする要介護被保険者等は、介護保険居宅介護（予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払用）（別記様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員等が作成したもの）
- （2） 工事費見積書及び内訳書
- （3） 住宅改修前の工事箇所の写真
- （4） 平面図
- （5） 承諾書（住宅の所有者が要介護被保険者等と異なる場合に限る。）

（事後申請）

第11条 要介護被保険者等は前条の申請に係る住宅改修工事完了後、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 要介護被保険者が支払った金額の領収証原本
- （2） 住宅改修後の工事箇所の写真
- （3） 請求書

（支給決定等）

第12条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該住宅改修費に係る支給又は不支給の決定を行い、住宅改修費支給決定通知書（別記様式第8号）により、要介護被保険者等へ通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により住宅改修費の支給を決定したときは、住宅改修費振込通知書（別記様式第9号）により、登録事業所に対しその旨を通知するものとする

(支払)

第13条 市長は、前条第2項の通知を行ったときは、当該事業者に対し、住宅改修費を指定の口座へ振り込むことにより支払を行う。

2 前項の規定による支払があったときは、要介護被保険者等に対し住宅改修費の支給があったものとみなす。

(記録の保管)

第14条 事業所登録者は、受領委任払により住宅改修費の支払を受けた場合には、当該住宅改修費に係る記録を整備し、当該住宅改修費の支払いを受けた日から5年間保存しなければならない。

(返還)

第15条 市長は、受領委任払により住宅改修費の支払を受けた事業者が、不正な手段により住宅改修費の支払を受けたときは、当該住宅改修費の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。